

琉球大学学術リポジトリ

高橋是清の金本位制構想

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-01-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川平, 成雄, Kabira, Nario メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002004364

高橋是清の金本位制構想

川 平 成 雄

はじめに

1890年代のわが国にとっての最大の課題は、欧米先進資本主義諸国との対抗・依存関係から脱却し、いかにして国民経済の形成＝対外自立を図るかにあった。なかでも重要なのは、当時の資本主義的世界体制を支えていた世界的規模での貿易決済体系にわが国がどのようにして入り込むことができるのか、このことにあった。わが国の場合、資本主義的世界市場のなかへ、いわば裸のまま巻き込まれながら国民経済形成の方向を作り出さねばならなかった。そのことが産業諸部門間の不均等を生み出すとともに、諸部門間の連関を分断させずにはおかず、貿易を不可欠な一環とした再生産構造を作り出すのである。貿易をスムーズにおこなうためには、なによりもまず貨幣制度の整備こそ重要な要件である。⁽¹⁾

わが国の貨幣制度をみると、1871（明治4）年政府は「新貨条例」を制定して金本位制を採用するが、開港場に限って貿易銀を認めていたため、実際上は金銀復本位制といえる。しかも金銀比価は、世界の相場とかけはなれていたので、銀貨と交換された金貨は海外に流出するというありさまであった。松方デフレ政策による紙幣整理の結果、1885（明治18）年兌換銀行券を発行して銀本位制を確立する。ところが、新鉱脈の発見による銀生産高の増加、欧米先進資本主義諸国における金本位制の採用、銀の主要な吸収国であったインドの銀貨の鑄造の廃止によって、銀貨は世界的に暴落する。1893（明治26）年以來銀貨の下落はますます顕著となり、金本位制を採用する欧米先進資本主義諸国との為替相場は絶えず下落して、輸出は増加したが、物価は上

昇するという事態に直面した。⁽²⁾

世界的な銀貨下落、世界的な金本位制採用の潮流は、わが国に貨幣制度の見直しを迫るものであり、この問題に真正面から取り組んだのが、首相兼蔵相の松方正義であった。松方にたいしては「すでに明治十七年『兌換銀行券条例』を制定した当時から、彼は金本位制度採用の必然性を認識し、銀貨兌換の制度は金本位制度へ移行するための準備段階と考⁽³⁾えていたのです。」との評価もあるが、石橋堪山氏によれば松方の構想はそれ以前にできていたとする。「彼は、前に不換紙幣を整理した際には、銀貨兌換の実現を目標とし、而して銀本位制の確立に成功した。併し爾後世界の形成が益々金本位採用に傾くを見た彼は、我が国も亦出来る限り早き機会に於て、金本位国の仲間に入ることを得策と考⁽⁴⁾へ」ていた、というのである。

松方は、1897（明治30）年3月1日、金本位制の基礎となる「貨幣法」を第10帝国議会に提出し、⁽⁵⁾反対意見もあったが、貴衆両院を通過して3月26日公布、10月1日をもって金本位制は施行された。第10帝国議会は、松方の日清「戦後経営」案にたいする予算案の審議が中心であったが、とくに金本位制をめぐる採否は内外の注目するところとなって、松方の説明演説は直ちに英訳され海外へ伝えられた。「殊に、アメリカ合衆国では、銀貨自由鑄造論と金貨単本位論との間に激論が闘わされ政党間の大問題となっていた時期に当たり、金本位論者らは松方の演説を数百万部印刷して広く国内に配布し自党の主張の最も有力な声援に供したという。⁽⁶⁾」。

金本位制の採用は、これまで東洋に限定されていた市場を欧米先進資本主義諸国の市場と結びつける契機となった画期的なものであり、わが国の国民経済の形成にとって重要な意義をもつものであった。

ここで、金本位制成立にたいする代表的な評価をみることにする。土屋喬雄氏はつぎのようにいう。「この幣制改革は、わが国幣制史上維新以来の幣制近代化を完成した最大の事件であっただけでなく、ほぼ近代化を成しとげた日本経済を東洋経済の舞台から世界経済への舞台へと押しすすめたもので

ある。」⁽⁷⁾と。石橋堪山氏は正の面と負の面の両者からとらえる。「金本位を実施したのは、確かに我が国の経済の発展の爲め必要な処置であり、而して事実大なる効果を齎したことに於て疑ひがない。……此の金本位の実行は通貨の国内価値を安定するのには力が無かった。……にも拘らず併し我が国が明治三十年から金本位を施行したことは、賢明の策であつた。……当時世界の先進産業国は、いづれも金本位の幣制を布き、金を国際通貨として用ゐた。従つて我が国も亦同様の制度を採り、此等の諸国と常に安定した為替相場をもつことは、仮令通貨の国内価値の安定を犠牲に供すとも、不可欠の必要事であつたからだ。我が国の経済は、之に依つて、貿易の上に於て、金融の上に於て、初めて国際的に発展を庶幾し得た。されば明治三十年の金本位制実行の目的は、一に全く金本位諸国に対する我が通貨の国際価値を安定するのにあつたと云ふべく、其の国内価値の安定の如きは問題でなかつた。而して之は当時の我が国の位地及び世界の情勢に於て至当の考え方であつた。」⁽⁸⁾また、坂入長太郎氏は、金本位制への移行は物価の安定・対清国輸出の減少・対金本位国への輸出増大をもたらしたが、原材料や重工業製品などの輸入は増大して正貨が流出したと指摘し、「資本蓄積の浅い日本経済は金本位制度を維持するための金融政策として金利操作を活用し、総需要を抑制して外資導入を容易にし、金本位制度の維持と急激な経済成長との間に外資の流入によって必要財源を確保し、その矛盾を緩和し外国為替相場の安定と貿易の拡大に役立った。」⁽⁹⁾との見解を示す。このような評価にたいして、負の面を強調する研究者もあり、その典型が石井寛治氏であろう。石井氏はいう。「金本位制は法制上は金貨本位制であつたにもかかわらず、国内での金貨流通はほとんどみられず、對外支払のための兌換請求に対しては日本銀行はロンドンの日本政府ないし日本銀行所有の在外正貨を引当とした金を替やポンドを替をもつて応ずれば足りた。すなわち、日本の金本位制は、事実上は金を替本位制に近い性格をもつていたのである。その結果、金の価値尺度機能が金貨本位制に較べて間接化され、国内価格が国際価格に対して割高になつても、それが

スムーズに解消し難くなり、絶えずインフレーションが進行する素地を日本経済に与えたことが注目されよう。だが、金本位制である以上、円の対外為替相場の低落には限度があるから、正貨流出に対しては強力な引締め政策をとるか外資導入をはかって為替相場の安定を維持しなければならない。事実、日本の金本位制は絶えず外資の導入をはからずには維持されえない限界を備えていたのである。⁽¹⁰⁾と。石井氏は負の面を強調しすぎるきらいがあるが、金本位制の採用は、わが国にとって「外資導入の条件をととのえ⁽¹¹⁾る契機となった点、あるいは「日本における再生産の諸条件の確定は、……金本位制の樹立に求められる⁽¹²⁾」とする視点こそ重要というべきであろう。すなわち、金本位制の採用により、円と金がリンクして為替相場を安定化させ、わが国が資本主義的世界市場との連関をいよいよ増して国民経済の形成に弾みをつける画期となったことを見逃してはならないのである。

その意味において、寺島一夫氏のつぎの指摘は注目に値する。「明治三十年の金本位制の確立は、日本の資本主義的発達が、遂に日本を半植民地化の危険から全く脱却せしめ、独立資本主義国として、世界資本主義の一環として、他の諸強国と世界市場に角逐し得る段階に達せしめた事を示す金融的標識であつた。然るに、この時はすでに十九世紀の末、世界資本主義が、各国内部における独占の支配と金融資本の制覇の確立と、世界的規模における殖民地分割及び資本輸出にもとづく市場支配の完了を契機として、帝国主義の段階に入りつゝ、あつた時である。⁽¹³⁾」との指摘である。

ともあれ、わが国は金本位制を確立させて多角的な世界貿易決済体系のなかに深く入り込んでいくことになる。

松方の金本位制にたいする考え方に重要な影響を与えたのが、時の横浜正金銀行副頭取であつた高橋是清である。このことについて、『高橋是清翁八十年史』はつぎのように述べる。「二十九年九月になつて松方内閣成立、蔵相は首相の兼任となつた。松方伯は予てから金本位論である。或日、翁を招いて意見を徴したので翁は『今日こそ正に金本位制を實行すべき好個の時期

だと思ひます』と答申した。ところが一方では貨幣制度調査会が銀本位を可とする旨を答申し、大蔵省側でも支那及南洋方面に流通の我が円銀が金本位制に改むるため一時に新金貨との交換要求起るを以て引替期限を定め且つ之に先だち香上銀行、チアター銀行等外国有力銀行の意見を徴する必要があるとの議論があつた。松方蔵相は再び翁に意見を求められたので、翁は直ちに『我円銀の海外に輸出されたものは多く之を銀塊として取扱はれてゐる。だから輸入銀貨は新金貨と引換への義務はない。況んや外国銀行業者に意見を聞くが如きは不見識の甚だしきものであつて百害あつて一利なし、支那及南洋方面から積出す円銀は金本位制度実施当日以後三週間見当の期限を引替期として許せば可いとおもふ』と答申した。こゝにおいてか、松方蔵相の決心も定まり、懲懲意見通りに金本位制実施の基礎が出来上つた。尤も円銀の引替期限は最初の六ヶ月が三ヶ月に短縮されていたが別に何等の支障もなかった。思へば、翁は実に我国の金本位制実施上の隠れた功勞者なのである。⁽¹⁴⁾と。大島清氏は、『高橋是清—財政家の数奇な生涯—』のなかで、「松方が首班となって内閣を組織し、蔵相をかねていよいよ金本位制を確立しようとしたとき、高橋は率先して金本位制即行の意見を具申し、松方の決断をうながしている。⁽¹⁵⁾」と、述べている。

高橋は、わが国を取り巻く国内および国際状況のみきわめて金本位制を樹立すべきであると松方に進言するのであるが、彼の金本位制にたいする考え方の基底となつたのが『金貨本位制定ニ関スル卑見』（以下『卑見』と略す）であつたことはあまり知られていない。この『卑見』の分析から高橋の金本位制構想について述べたのが、筆者の知るかぎりにおいては、小野一郎氏の「添田プランと高橋意見書」のみである。⁽¹⁶⁾

高橋の金本位制にたいする考え方を知るには、なによりもまず『卑見』を吟味すべきであり、本小論においても、『卑見』を最大限に活用して論を展開することにしたい。その前に、金本位制成立までの過程を跡づけて、論につなげることにする。⁽¹⁷⁾

金本位制成立にいたる前史

1871（明治 4）年、維新政府は「新貨条例」を制定して金本位制を採用する。しかし、73（明治 6）年には国家財政の窮迫による太政官札の発行、76（明治 9）年金禄公債証書発行、翌77（明治10）年西南戦争遂行のための不換紙幣の大量増発は、多額の国立銀行紙幣および政府紙幣の発行の原因となつて、明治維新以来の激しいインフレーションを引き起こし、紙幣価値の下落、物価の騰貴、貿易収支の悪化、正貨の流出が相次ぎ、国家財政は危機的状況に陥つた。維新政府はこのような状況を打破するために、81（明治14）年不換紙幣の整理を断行してインフレーションの抑制につとめる。さらに82（明治15）年には日本銀行を設立して不換紙幣の消却を図つた結果、紙幣価値も回復するようになる。こうした状況のなか、86（明治19）年日本銀行は紙幣と銀貨との交換制度を確立して銀本位制へと移行する。⁽¹⁸⁾しかしながら、88（明治11）年メキシコ銀の流通する東洋市場において貿易 1 円銀貨の通用区域を拡大した結果、金本位制は実質的には金銀復本位制となる。加えて、世界的な銀貨低落による金貨の海外流出がつづく。

ここで、金と銀との比価をみると、1873（明治 6）年時点で金 1 = 銀15.5 であったものが、同年、ドイツが金本位制を採用して巨額の金の吸収・巨額の銀の売却を断行した結果、銀の価格は下落の一途をたどることになる。ドイツの金本位制の採用をきっかけとして、欧米先進資本主義諸国はドイツと同様に金本位制を採用するか、銀貨の鑄造を廃止するか、の施策を展開する。そのため、銀の価格はますます低落し、1890（明治23）年には金 1 = 銀19.76、金本位制成立 3 年前の1894（明治27）年では金 1 = 銀32.56 という暴落ぶりを示す。⁽¹⁹⁾さらには、これまでアジア市場における主要な銀貨吸収国であったインドが銀貨の鑄造を廃止したため、銀貨の低落に一層の拍車がかけられたのである。

このような金銀比価の変動は、金本位制を採用した欧米先進資本主義諸国

とのあいだの為替相場下落を招来して輸出額は増加はするが、物価を上昇させて国民の生活を圧迫することになり、ひいては当時のわが国の最大の課題であった国民経済の形成に支障をきたすことになりかねない。

では、この問題にたいしてどう対処するのか。そこで、1893（明治26）年9月1日、時の蔵相渡辺国武はつぎのような「建議」を閣議に提出する。「建議」の内容は、大づかみにいえば、わが国の財政膨脹の是正・為替相場の安定化を図ることにあったといえる。この渡辺蔵相の「建議」は、金本位制成立以前のわが国の様相をとらえていて興味深い。⁽²⁰⁾

近来金銀価格の変動は非常の影響を経済上に及ぼし、各国政府の共に大に苦慮する所に之あり、而して昨年七月奥国政府は銀本位を廃して金本位に改め、尋で銀貨維持の目的に出でたる白耳義ブリュセル府開設の萬国貨幣会議も徒に延会となり、銀貨をして益々下落に向はしめたる際に当り、印度政府は本年六月を以て俄然銀貨の自由鑄造を廃止し、大に銀貨を下落せしめ、尋で米国政府も亦シエルマン条例を廃せんとするの議あり、目下議会に於て討議中に係り、銀貨の癒よ低廉に赴くは勢の免れざる所なり。此に於てか為替相場変動常なく、国際貿易は為めに一時殆ど中止の姿を為すに至れり。依て現在銀貨を使用する所の国々は自国の利益を保全する為め貨幣制度の得失に就き調査する所あり、或は既に調査の結果を執行するものあるに至れり。

我国の貨幣制度は明治四年制定の新貨条例に依れば金本位なるも、明治十一年第十二号布告を以て従来開港場限り通用の一円銀を内地一般の通用貨幣と定めし以来金銀併立の本位となり、今日は實際銀貨のみ専ら通用せり。故に金銀価格変動の影響は我邦経済及財政上実に容易ならざるものあり、且印度幣制改革の為め銀価の激変せし以来我邦上下未来の景況を臆測して、議論百出世上商工業に従事する者は皆恟々として適従する所を知らざるの有様なり。依つて本大臣は茲に貨幣制度調査会を設置し、最も経験学識に富む所の有力の士を集め篤と金銀価格変動の原因結果、就中我邦経済上に及ばず既往将来の影響、並現行貨幣制度に改正を加ふるの必要ありや否、若し之ありとすれば如何なる本位を採用し、其施行方法は如何にす

べきや、等の問題に付攻究審議せしめ、其復命に依て人心の疑惑を解き、政府将来の貨政上の方略を定むるの参考に供するの必要を認め、別紙調査会に関する勅令案並に経費見込書を具し、此旨閣議に提出す。

渡辺蔵相の「建議」により、1893（明治26）年10月14日「貨幣制度調査会」が勅令「貨幣制度調査会規則」に基づいて設置される。「調査会」のメンバーは、高等行政官、大学教授、帝国議會議員、財界指導者から構成されている。⁽²⁾⁽²⁾調査会での主な審議事項は、勅令「貨幣制度調査会規則」第一条でのつぎの三項であった。⁽²³⁾

- 一 近時金銀価格変動ノ原因及其ノ一般ノ結果（第一項）
- 一 近時金銀価格変動ノ我邦經濟上ニ及ホス影響（第二項）
- 一 近時金銀価格変動ノ変動ハ我邦現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要アルヤ若シ其必要アルトスルトキハ新ニ採用スヘキ貨幣本位並其施行方法（第三項）

調査会は、1893（明治26）年10月25日に第1回總會を開き、阪谷芳郎・添田寿一・園田孝吉・金井延・田口卯吉の5名の特別委員を選任して第一項および第二項の調査研究にあたらせた。特別委員会は37回・18か月におよび、95（明治28）年3月27日報告書が調査会に提出された。しかし、金銀価格の変動がわが国に与える影響として、「利益多しとする見解」と「不利益多しとする見解」とに分かれて意見の統一をみることができなかった。そこで、益田孝・渡辺洪基を加えて第三項を研究させることにした。5月15日報告書提出、7月3日最後の總會を開いて調査会報告書を時の蔵相松方正義に答申する。

調査会の銀価格低落にたいする評価であるが、それはわが国にインフレーション的現象を生じさせるものの、金本位国にたいする為替相場場の下落につれて輸出が増大するとともに物価上昇により生産が刺激されるとするもので、銀本位制度はわが国にとって有利であると結論づけ、特別委員会でも現在のところ銀本位制を改正する必要なしと決定する。ところが、6月12日に開催された第6回總會では特別委員会の結論とは逆に、銀本位制を改正する必要

があると議決したのである。この点について吉野俊彦氏はつぎのように指摘する。「特別委員会の議決を総会において逆転させる結果が生じたのは、特別委員会に加わらなかった委員中に銀本位制度に批判的なものがあったためと、さらにもっと重大なのは、特別委員会では改正の必要ありやいなやというときの改正とは、現在ただちに改正する必要ありやいなやという解釈であったのに対し、総会ではかりに現在改正の必要はなくとも将来改正の必要があると考えるものは、改正の必要ありとして採決することにしたために、特別委員会で改正の必要なしとした……委員が総会では改正の必要ありというほうに票を入れたという事実です。」⁽²⁴⁾と。

銀本位制を改正する必要があると結論づけた総会は、銀本位制に代わる貨幣制度を何にするかを採決し、金銀復本位制ではなく、金本位制を採用すべきとの結論に達したのである。「貨幣制度調査会」の答申を受けた松方は、金本位制の確立に乗り出すことになるが、松方の指針にとって重要な役割を担ったのが高橋その人であった。

高橋の金本位制構想

高橋是清は、自身の金本位制についての考えを松方正義に進言するが、その時の状況をつぎのように述懐している。⁽²⁵⁾

明治二九年の九月に至って松方内閣が成立し、松方伯は大蔵大臣を兼任せられた。それまでわが国は銀貨本位であったが、松方伯はかねてより金本位制に改める意志を持っておられたこととて、そのことに関して私にも相談があった。当時銀は低落の一途をたどり、金に対しては昔日の半価となっていた。即ち従来金一円の量目は四分であったが、その半分二分をもって新金貨一元とすれば、為替相場においても、内外貸借関係においても、ちょうど平衡が取れるような状態であったから、私は今日こそまさに金本位を実行すべき時であると答申した。しかるに当時設けられていた貨幣制度調査会は、銀本位を可とする旨を答申し、また大蔵省内にも、今金本位

に改むれば、かねて支那及び南洋方面に輸出流通せられているわが円銀が一時に戻り、新金貨と交換を要求せらるるの憂いがある。よってそれに対抗するため引替えを許すべき期限を定めねばならぬ。それにはまず香上銀行及びチアター銀行等の意見を徴すべきである、などとの議論も起っていた。

右の事情で再び大蔵大臣から意見を詢ねられたので、私は「元来我が円銀にして一度海外に輸出せられたるものは、単に銀塊として取扱うのが至当である。輸入銀貨は決して新金貨と引換えの義務はない。ことに一国の貨幣制度を定むるに方って、外国銀行者を顧慮しこれに意見を聞くがごときは、不見識の至りであるばかりでなく、百害ありて一利なきものである。ただ支那及び南洋よりすでに日本に向け積み出されたる円銀に対しては多少の考慮を加え、新制度の実施当日より三週間ぐらいの引換え期間を許せばよろしからん」と答えた。

このことについては、後いろいろの議論があつて、ついに引換え期間を六カ月と定め、実行に取りかかったが、期限が少しく長過ぎたために、その後三カ月に短縮されたように記憶する。

松方は、高橋から「今日こそまさに金本位を実行すべき時である」との進言を得て、金本位制の成立へ向け努力を傾注していくことになるが、高橋の金本位制にたいする考え方とはいったいどのようなものであったのか。このことを知る第一級資料は、『金貨本位制ニ関スル卑見』にほかならない。

高橋は『卑見』をつぎの文言でもってはじめる。

貨幣制度ノ改革ハ国家得失民生休戚ニ関スル最モ重大ナル問題タルヤ固ヨリ論ヲ俟タス而シテ若シ本邦ニ於テ金貨本位ヲ制定セント欲セハ物価ヲ変動セシメズ貸借契約ノ権利義務ヲ紊乱セシメザルヲ以テ第一ノ主眼トナサルヘカラズ

この冒頭の文言について、藤村欣市郎氏は、松方が第10回帝国議会衆議院本会議（明治30年3月3日）席上でおこなった貨幣法改正案についての説明、すなわち、「諸君、貨幣制度ノ良否ハ経済上ノ要件ニシテ、国家ノ利害、国民ノ休戚ニ大関係ヲ有スルコトハ申スマデモアリマセヌ、故ニ之ガ改正ヲ議

スルニ当リマシテハ、慎重ノ注意ト、周到ナル調査ヲ要スルノハ勿論デアリマス」につながり、当時、四面楚歌の状況におかれていた松方が高橋の『卑見』によってどんなに勇気づけられたかを論じている。⁽²⁶⁾

以下、『卑見』（なお、『卑見』は漢字カナ混り文となっている）の内容を筆者なりに整理することにより、高橋の金本位制の考え方を追究することにした。

1. 金本位制定時期にたいする高橋意見

高橋によれば、

政府は、金銀現比価に基づいて金本位を制定する計画をもっておる。その計画について異論を唱えるものはいないのはいないようであるが、実行時期については時期早々とする論者がある。（その論拠であるが）銀価が今後とも下落するとの予想からくるものであり、銀価国の下落する間は銀本位制を維持して輸出を奨励し、銀価のこれ以上下落しないと認めた時点で金本位制へ移行しても遅くはないというものである。

高橋はこの点についてつぎのような批判を加える。

銀価下落が銀貨国の輸出を奨励するのは、銀価の下落している間である。もし同一の相場が維持されるなら、諸物価、賃金などは銀価下落の影響が普及して一般に騰貴するので、製造家は一定の物品を輸出して多額の銀貨を得るにしても、原料、金利、賃金などが騰貴して生産費が増加する場合は、結局利益を収めることはできない。したがって、銀価下落が銀貨国の輸出および工業を奨励するのは、その影響が内地の諸物価などに普及しない間だけである。もし既に普及した後に銀価の騰貴でも起これば、生産費は既に増加しているので製品にたいして得る銀貨額は減少することになるから、輸出を阻害し工業の困難を来すことになる。今日は銀価の下落はやや停止の状況にあるけれども、将来どうなるかは知れない。仮に論者の予想が当たり銀価が下落するのであれば、金本位

を採用すると輸出の奨励を失う結果となる。しかし、これは唯一部の不利であり、金本位の採用により金貨国にたいする為替動揺の危険を除くことができるなら、わが国海外貿易の 7 割を占める金貨国との貿易は非常な便益をうることになる。またこのため金貨国の資金がわが国の公債などに投下するようになれば、従来金貨国資金の流通範囲外に隔絶していたわが国は、ここに始めて外資導入の門戸を開くことになって百般の事業は低利の資金を使用する恩恵に浴することができるようになり、一部の不利はあるけれども全体の利益はこれを償って余りあるのである。且つ、従来銀価の下落を予想し得るように、その騰貴をも予想することができる。金の産出量が急に増加しても銀のそれが同様に増加するのであれば銀価の騰貴は起こらない。しかしながら、殊に恐るべきは人為的変動で、万国同盟の復本位のごときは行なわないにしても、米国のように大統領の選挙ごとに貨幣問題が起こり、その政党の勝敗如何によって何時幣制を変更するか測り難いものであり、或は一朝にして銀本位を断行するやも知れぬ。大統領選挙の勝敗、もしくは一片の法律は一刻にして銀価を暴騰させるに充分であり、その変動は激烈であろう。このような時にわが国がもし銀本位を維持したなら果してどのようなことになるか。物価はたちまち暴落し、百般の事業はほとんど壊滅することになりかねない。

高橋は以上の点を考慮して、つぎのように結論づける。

金本位制定の時期を勘案すれば際限なく、また非常な危険を冒すことになりかねない。今日わが国は清国より領収した償金を金で所有しており、また為替相場も概ね 29 シリング台に保って金 1 銀 31 ないし 32 の間にあるので、物価および貸借を攪乱せずに金本位を行なうのに都合がよい。時期早々と唱える論者もいるが、今日こそ金本位採用の好時期である。けれども金本位制定にあたって最も深思熟慮を要するのは 1 円銀貨を如何に処分すべきかであり、処分が適切か否かは金本位制定の時期を画する

枢点にはかならない。

2. 幣制改革案にたいする高橋意見

高橋は幣制改革案——ひとつは甲案、ひとつは乙案——にたいして批判を展開するが、まず最初に甲案、ついで乙案にたいする高橋の批判をみることにする。高橋によれば甲案の大綱はつぎのようなものである。

- (一) 新貨幣条例ヲ發布スルト同時ニ銀貨ノ自由鑄造ヲ禁スル事
- (二) 当分ハ壹円銀貨ヲ法貨トシテ金額ニ制限ナク受授セシムル事
- (三) 現在兌換券ハ金貨又ハ銀貨ヲ以テ交換シ得ルコトニ定ムル事

高橋は、甲案に同意できない理由をつぎのように展開する。

第一の点にたいする批判：金本位制定と同時に1円銀貨の自由鑄造を禁止することはもちろん至当であるけれども、単に鑄造を請う自由を人民に禁ずるのみでなく、政府も補助貨幣のほかは全然銀貨鑄造を廃止すべきである。なぜなら、金銀の両貨を共に法貨として併用させようとするがごときは、列国の同盟を以て金銀の比価を協定し共に両本位を行なう時でなければ到底行なうことができないからである。

第二の点にたいする批判：当分は1円銀貨を無制限に法貨として新金貨同様に通用させようとするのは甲案の一要点であるが、なぜに1円銀貨の通用を維持する必要があるのか。なるほど立法当初は金1銀32の現比価に基づいて幣制改革するので物価および貸借に影響を与えないが、金銀はほとんど日々その変動を免れえないので、法律の発布後相場の変動なきを保つことはできないのである。幣制を金貨単位に定め、なお法貨として銀貨をも併用するのは、本位を表すのに相違した両金属を以てするので、金銀比価の変動する毎に金の1円と銀の1円とは実価において差を生じさせることになる。それ故、新条例発布後、諸物価は一般に金貨を標準として定まるものとすれば、1円銀貨は自然に通貨としての資格を失って一商品となる。なぜなら、銀貨が騰貴すれば銀の1円は金の

1 円にたいして打歩を生じるので、何人も銀貨を通貨として使用する者はなく、銀貨は実際銀塊に化すことになるからである。もし再び銀貨が下落すれば反対の結果を生じて金貨の流出を促し、幣制上はなほだよろしくないことになる。

今日わが国が金本位を採用すれば、外国人は必ずまず危疑の眼をもってこれをみる。わが国は果して金本位を維持して兌換券およびその他の紙幣を金貨を以て兌換することができるかどうか。いわんや、たとえ人民にたいして銀貨の自由鑄造を禁ずるも、政府はなおその鑄造を保有し、加うるに法律をもって銀貨の無制限受授を命ずる場合にはなおさらである。そうなれば銀貨の騰貴した場合のほかは、わが国の金貨制度はその金貨制度たる真面目を維持することはできない。というのは銀貨の騰貴した場合には、1 円銀貨は依然外国銀行において所有され、海外ことにシンガポール地方に流通するので、わが中央銀行は正価準備として金貨を貯蔵することができる。外国人は金貨兌換の差障りがないことに安心し、これを以て金貨制度は攪乱を蒙るなく行なわれるからである。しかしながら、銀貨が大いに下落する場合には、人々は競ってその銀貨を金貨と交換しようとし、海外に流通しているものも滔々として流入し、これに代わって金貨が益々流出することになる。現在、1 円銀貨は内外にすくなくとも 5 6 千万円あるが、このような事態になると銀貨は中央銀行へ返流するので、いきおい中央銀行の正価準備は銀貨が大いに増加して金貨が大いに減少することは免れえない。金貨準備が減少しても、兌換券の金貨兌換を維持し得るあいだはよいが、法律を以て銀貨の無制限法貨たるを許す以上、たとえ銀貨を以て兌換券の交換に充ててもその領収を拒むことはできないので、一般の人氣商も金貨を愛惜して銀貨を操作する場合は、金銀両貨の間に必ず打歩が生じ、金貨・銀貨・紙幣の三種類の通貨があつて、流通上、円滑にことは運ばない。したがつて、中央銀行が金貨準備の欠乏の非を告げ、金貨兌換の維持し難きを示

した場合は、世間の信用を失って日本貨幣はその時から實際上銀貨となり、諸物価その他ともすべて銀貨を標準として計算されることになる。だから銀貨を通貨とした場合には金貨制度の基礎を危うくし、幣制上、最も寒心に堪えない。

ここで、一言すべきものがある。わが国とオーストリア・ハンガリー国との修好通商航海条約第16条に「（前略）日本重立タル貨幣製造局並ニ諸開港場ニ於テ取建ツヘキ貨幣局ニテ外国人及ヒ日本人ハ其身分ニ拘ハラズ諸種ノ外国貨幣及ヒ掉金銀ヲ其吹換入用ヲ差引キ日本貨幣ト同シ真価ノ割合ヲ以テ引換ユヘシ云云」とある。条約のこの明文は或は解釈上に議論があるかもしれないが、もし外国人がこの条約によって日本貨幣の鑄造を請う権利があるとすれば、たとえ日本人に向かって1円銀貨の自由鑄造を禁じたにしても、現行条約の効力がある間は外国人に向かって日本人と同じようにこれを禁ずることはできない。したがって、外国人がその鑄造を求めることを防ぐためには、1円銀貨を廃止して日本貨幣たらしめないよりほかはない。

第三の点にたいする批判：甲案は、現在の兌換銀券は金貨または銀貨をもって兌換すべしと定めているが、金貨と銀貨とを選択する権利は果してどこにあるのか。察するに、立案者は交換請求者の希望に従って金貨または銀貨を渡すつもりであろうか。もしそうではなくて、請求者の希望如何にかかわらず、中央銀行の便宜に任せて随意に金貨または銀貨を交付するものとするれば、おそらく金本位は実際には確立しないだろう。もし立案者の意図が前者にではなくて後者にあるとするなら、これは立案者みずからが金貨制度を施行するのに十分な準備のないことを認めるものである。十分な準備がないことを認めてなおそのことを実行するのは、試験的なものにすぎず、もとより試験と改革実行とは異なるものである。単に試験的なものにとどまるのであれば、時期尚早といわざるをえない。むしろ金貨兌換を行なうに差支えなき実力を蓄養してのちに改

革を断行するにこしたことはない。

以上が高橋の甲案にたいする批判の要点である。つぎに乙案への批判をみることにする。高橋によれば乙案の大綱はつぎのようである。

（一）今日ノ兌換銀券ノ内五円以上ノ分ハ直ニ金券同様ノ効力ヲ与エ
金貨ヲ以テ之ヲ交換スル事

今日兌換銀券ノ内一円ノ分ハ一円銀貨同一ノ者トナシ三ケ年乃
至五ケ年ヲ期シ新補助貨幣ノ充実スルヲ俟テ共ニ之ヲ引揚グ
ル事

この乙案の趣意であるが、今日通用している 1 円銀貨を新貨幣条例の
発布と同時に廃止すればあまりにも急激すぎるので、当該銀貨を専ら所
持している外国人にたいしての背信行為であり、また新制度においては
金 5 円を貨幣および紙幣の最小額とし、1 円は貨幣・紙幣ともに廃止し
て 5 円以下はすべて 50 銭以下の補助貨幣とする、というところにある。
高橋は、乙案の趣意をこのように述べたあとで、つぎのような批判を展開する。

乙案では、1 円銀貨の使用を急に禁止した場合、当該銀貨を多く所有
している外国人の信用を失うことを恐れるとしているが、事実はこれに
反して、銀貨を廃止してこそ純然たる金本位がはじめて行なわれること
になるので、銀貨を廃止することは、かえってわが国の幣制にたいして
外国人の信用を得るところとなる。乙案は甲案のように金貨準備が乏し
いのを憂いて 1 円銀貨を存続すべしというのではなくて、ただ改革の急
激を避けんとするためである、という。しかしながら、すでに物価およ
び貸借に変動を起こさないことを期して金本位に改める以上は、その施
行当日より 1 円兌換銀券および銀貨を変じて兌換金券とし、1 円銀貨の
通用を廃止しても事実上何等の弊害はない。この銀券および銀貨を一時的
に存続させるのは、改革の経過を容易にし、穩当を得たようにみえる
が、3～5 年後には必ず金券もしくは金貨をもって引き換えることにな
るので、他年の困難を胚胎するにすぎない。というのは、1 円通貨は今

日ではわが社会の程度に達して、3～4年の間にこれを廃止することは甚だしい不便をきたすが、その通用期限中に1円紙幣および銀貨を回収することはもとより難事なことである。ひとつの貨幣を廃止し、交換期限を定めて引き換えるのは容易であるが、通用を許しながら期限に至って引き換えることの極めて困難なことは、旧小紙幣および旧銚引揚の実験にかんがみて疑う余地がない。要するに、乙案を甲案と比較すると、（甲案の）当分とあるのを修正して若干年の期限を定め、かつその期限に至って1円通貨を廃止するという違いはあるが、概ね大同小異であり、目前の便宜を謀って他年に非常な困難を遺すという点では同じである。

このように、高橋は乙案を批判したのち、幣制改革にたいする自身の見解を展開する。

3. 高橋自身の改革案

甲乙両案とも少なからず欠点を有している。両案の主唱者が1円銀貨の廃止に躊躇するのは別に理由あつてのことである。つまりは1円銀貨を急に廃止した場合は、一時的にこれを引き上げるための交換資金を準備して事に当たらなければならないが、これは容易なことではないであろうからである、ということにある。

論者の概算によれば、現在、1円銀貨は内地におよそ5千万円、海外におよそ3千万円あると。だから一旦この銀貨を廃止した場合は、他の□□□□を受けてわが銀貨たるの資格を失うほかは政府が交換の責任をとらなければならないが、このことが論者の憂慮する理由である。そこで甲案は当分1円銀貨を存続させ、乙案は3か年ないし5か年存続させ、徐々に回収するという。そうすれば多額の1円銀貨を廃止して、いたずらに激変を招く必要はなく、かつこれを流通させているあいだに自然に銀塊に変ずる分も少なくないので大いに他余の交換を容易にさせることにな

ると。

しかしながら、金本位を採用する以上は、このような変則的な両本位を行なうことなく、初めより金貨準備を充実して直に 1 円銀貨を引き揚げるのが得策であると確信するものである。そして引き揚げた 1 円銀貨は補助銀貨に改鋳するのがよいのである。現在、補助銀貨はおよそ 2 千 5 百万円あるが、もし 5 円以下の通貨はなるべく補助銀貨をもってこれに充てる方針を取る場合は、さらに 5 6 千万円の補助銀貨を要することは明かである。それ故、政府は銀塊を購入しても必ずこの補助銀貨を供給しなければならないので、1 円銀貨を引き揚げて補助銀貨の材料に充てるのが最もよろしいことである。

改革の施行後に銀貨が騰貴すれば、1 円銀貨は實際上銀塊に化すのであるが、このことは必ずしも貨幣の形体を銀塊に変ずることではなくて、貨幣の形体を存してなお銀塊の用を為すにとどまるにすぎない。というのは、1 円銀貨は日本の法律によって金にたいする比価は決して 32 よりも下落しないように保証しているので、外国人がこれを所有していても銀貨が騰貴した場合には、1 円銀貨の实また騰貴する利益を受けるのである。だからたとえ銀価が下落しても独り日本の 1 円銀貨に限っては 32 の割合より下落しないとの安心がある。このことにより銀貨国の取引に従っている外国銀行のように、その銀貨にて受ける預金の支払準備には必ずわが 1 円銀貨を使用することになる。したがって、金価が甚だしく騰貴して 1 円を金貨と交換して大いに利益を受ければ、外国人は争って所有する 1 円銀貨をわが中央銀行へ送致して金貨と交換することになる。

それ故、1 円銀貨をあまねく通用させてもその貨幣の形体を失うことは案外に少ないのである。また金貨との交換を請求する場合でも徐々にではなく、案外に急にくるものである。だから 1 円銀貨の通用に年限を定めてもその年限内に漸次にこれを回収するのは極めて困難なので、期限に至るとすぐに交換する必要がある。

金価が大いに騰貴すれば、1円銀貨を持参して金貨と交換する。この場合は、交換上大損するのはいうまでもないことであり、この損失を中央銀行が負担しないのは当然である。もし中央銀行をして損失を負担させるとするなら、中央銀行はこの損失を避けるために、兌換券は一切銀貨をもって兌換し、金貨交換を拒絶すべきである。このことは実際に金本位を破壊するものにして甲案主張者の意図でないことは明かである。国家が銀貨下落の損失を負担するのは、仏国でそうした方針を取ったのと同じようなものである。仏国の中央銀行は実価の下落した銀貨を甘んじて額面価で領収し、その損失を国家が負担する方針を取ったが、中央銀行は断じてその領収を拒絶すべきである。もしわが国が改革施行後に1円銀貨を法貨として存続する場合は、他日金価が大いに騰貴するに当り金貨をもって銀貨と交換するの大損を国家が負担する覚悟がなければならぬ。

したがって、改革後1円銀貨をあまねく通用させても、論者の希望するようにその回収を除々にする必要はないのであって、とくに金価が大いに騰貴した場合にその交換を請求する大害があり、かつ1円銀貨を存続する場合は、わが国の金本位に関して内外の不安を招き、常にわが国の幣制を危険にさらしてその基盤を脅かすことになるので、このことは最も恐るべきことである。それ故、1円銀貨は直ちに引き揚げて補助貨幣に改鑄することにこしたことはない。余りある分ならばに政府所有の銀塊は、よく機を察し、或は上海へ輸送して支那の金塊を購収し、或は為替の手段によって英貨その他の外国金を買ひ、或はロンドンで売却するなどの方法を行なう場合は、補助銀貨鑄造の利益と相俟って政府は甚だしい損失を蒙ることはないのである。

それ故、金本位を行なう以上はつぎの案に従うのが最も得策であると確信する。

(一) 新貨幣条例発布ノ日ヨリ官民共ニ一円銀貨ノ鑄造ヲ全廃スル事

- (二) 今日ノ一円銀貨ハ条例施行ノ日ヨリ其通用ヲ禁シ一ケ年内ヲ限りテ其ノ交換ヲ許ス事
- (三) 今日ノ兌換銀券ハ条例施行ノ日ヨリ金貨兌換ノ性質トナス事
- (四) 一円ノ兌換券ハ中央銀行ニ向テ特ニ民間需要者ヨリ請求アル場合ノ外ハ之ヲ発行セサル者トシ而シテ一円ノ兌換券ハ其五枚ヲ以テ五円金貨ト交換シ五枚以下ノ端数ハ補助貨幣ヲ以テ之ヲ交換スル事
- (五) 既製ノ一円銀貨ハ之ヲ補助貨幣ニ改鑄スヘシ而シテ右補助貨幣ノ材料ニ充テ尚ホ余リアル分ハ能ク機ヲ察シ成ルヘク利益アル方法ヲ択ミテ之ヲ処分スル事
- (六) 補助貨幣ハ民間ノ需要ノ酌量シテ適度ニ之ヲ発行セサルヘカラサルカ故ニ常ニ注意シテ過不足ナカラシムルヲ務メ且輸出ヲ防クコトヲ要スレハ今日ハ金一銀二十四位ノ割合ヲ以テ之ヲ鑄造スル事

おわりに

高橋の金本位制構想は、政府内で提起されていた甲乙両案を批判的に検討することを通して展開される。その特徴の第 1 は、甲乙両案とは異なって、当初から断固とした金本位制を施すべきだと主張した点にあった。つまり、甲乙両案においては、多額の銀貨を一挙に廃止すれば、社会経済的な激変を招くだけであり、また銀貨を流通させておくあいだに自然に銀塊に変ずる分もあるので、他年の交換を容易ならしめるであろうと提起する。これに対して高橋は、そのことがかえって銀貨の回収を困難にし、特に金貨が騰貴した場合にはわが国は大きな損害を受けることになり、さらには金銀復本位をおこなうことは国内外の不安を招来してわが国貨幣制度の基礎を危うくすると批判するのである。特徴の第 2 は、1 円銀貨の処分に関してである。甲乙両案では急激な銀貨下落を回避するためには、1 円銀貨の流通を存続させ、か

つ政府による銀貨鑄造権を保持すべきだと提起する。高橋はこのことに関しては真向から異を唱え、引き揚げた1円銀貨は補助銀貨に改鑄すべきであり、この限度額を5～6千万円とする。そして残存分の銀塊は、上海へ輸送して支那の金塊を購収し、または為替によって英貨その他の外国金貨を買い、あるいはロンドンで売却するなどの方法をとれば、補助銀貨鑄造の利益と相俟って政府は甚だしい損失を受けることはない、と主張する。

金本位制成立にとっての基礎となる「貨幣法」の眼目は、円の平価を半分に切り下げたことにあった。1871（明治4）年の「新貨条例」制定時点での金銀比価は金1＝銀16～17であったものが、97（明治30）年の「貨幣法」制定時点では金1＝銀32となって銀価値は半減したことになり、わが国の実情に照応した措置であった。

吉野俊彦氏が、平価切り下げの断行は、「明治以降における最初の経験」⁽²⁸⁾であり、「もし『新貨条例』の定める一円金貨をそのまま新たに制定される『貨幣法』の一円金貨として引き継いだとすれば、物価を二分の一に低落させなければならず、強烈なデフレーション政策を実行せざるを得なかったと思われます。したがって、平価の切下げといっても、新たに円の価値を下落させようというのではなく、すでに生じてしまった円の価値の下落を法律のうえで追認し」⁽²⁹⁾た措置であったと評価し、また、荒木信義氏が、「日本の卸売物価の上昇率は、銀価格の上昇率とほぼ一致していたから、明治三〇年に定められた円価値は、円の実力を反映したものであった。」⁽³⁰⁾と評価したのは的を射た把握の仕方といえる。

松方は衆議院での「貨幣法」案についての説明でつぎのようにのべるが、それは高橋の金本位制構想と連なるものであった。「現行ノ貨幣条例ヲ改正スルニ当リ、宜シク講究スベキ要点ハ二ツアリマス、第一新金貨幣ハ現行金貨幣ノ半量トシ即チ純金二分トスルト云フコト、之ガ今ノ貨幣条例ノ即チ単本位ニナツテ居ル所ノ基点デ、之ヲ半分ニスルト云フコトデゴザイマス、第二、従来発行ノ本位銀貨ヲ廃止シテ、純然タル金本位制ニ移ルト云フノデア

リマス、凡ソ貨幣制度ノ改正を為スニ当リ注意スベキハ物価貸借、租税ノ負担、其他現在ノ関係ニ變動ヲ生ゼザラシムルノ点デアリマスガ、此点ニ就イテハ最も深く注意ヲシマシテ、現行一円銀貨ノ実価ニ均シキ新金貨ヲ発行スルコトニ致シマシタ、而シテ其实価ヲ如何ニシテ定ムルヤト云フハ大切ノ点デアリマシテ、……最近ノ相場ニ依ルノ外ハアリマセヌ、……サスレバ、本年一月中ノ倫敦銀塊平均相場金一ト銀三十二弱ヨリ少シ上ゲテ、一ト三十二余ニ定ムルガ宜シカラン、サスレバ旧金貨一円ハ、新金貨一円ノ倍位ト為リ、新旧金貨流通上ノ便益モ少カラヌ訳デアリマス、……次ニ一円銀貨ノ始末デアリマスガ、……一円銀貨ハ⁽³¹⁾廃止」する。

松方が衆議院において行なった「貨幣法」案についての説明演説の柱、すなわち、平価切り下げ、純然たる金本位制採用、1円銀貨の廃止は、高橋が『卑見』で主張したそのものであったことが知れる。波多野澄雄氏に、高橋の『卑見』が「二十世紀から初頭から第一次大戦にかけて最盛期を迎えた国際金本位の定着と銀の廃貨という通貨システムの普遍性を睨んだ水準の高い進言であり、松方構想に豊饒な肉付けを与えるものであった。」⁽³²⁾と言わしめる所以もそこにある。

このように、高橋の金本位制構想は、わが国が置かれていた当時の国内外の情勢を深く把握したうえでの構想であった。その構想とは何か。一言でいえば、わが国が資本主義的世界体制を支えていた世界的規模での貿易決済体系といかにして連結し、いかにして国民経済の形成を図るか、その点にあった。

金本位制の成立にとって重要な役割を果たしたのが、高橋である。のち高橋は、「世界大恐慌」の渦中での井上準之助による金輸出解禁の失敗を踏まえて金輸出再禁止を決定し、管理通貨制への移行を断行する。みずからの進言によって金本位制が樹立され、みずからの決断によって金本位制を破棄するが、時代が人をつくり、人が時代をつくるのである。

- (1) なお、小野一一郎氏は、貨幣制度の整備は資本主義の確立にとって重要な要件であるとしてつぎのように述べる。「迫り来る欧米先進国の圧力に抗し、急速に強力な近代的国民国家を建設するために、明治政府は自らの主導において先進国からの近代的生産様式の移植・育成を遂行する必要に迫られたのであるが、そのような生産様式の移植と育成つまり資本制生産の発展の基礎的条件として、明治政府は当時幕藩体制下より継承した複雑なる幣制、つまり複雑な価値尺度、尺度単位、尺度基準の改革＝統一化＝近代化に着手しなければならなかった。そしてまたこのことは、日本への進出・貿易関係の発展を求める欧米資本主義諸国によって希望され、強く要求されたことでもあった。かくして政府は資本制生産の発展に即応し、かつその前提となるべき貨幣制度、つまり貨幣の全国的統一、尺度単位、尺度基準体系の確定と兌換制度の確立をその政策目標としたのである。」と。小野一一郎「近代的貨幣制度の成立とその性格」（松井清編『近代日本貿易史』第一巻、有斐閣、1959年、所収）297～298頁。
- (2) 吉野俊彦『日本銀行史』第二巻、春秋社、1976年、390～392頁。
- (3) 吉野、前掲書、426頁。
- (4) 石橋堪山『日本金融史』、改造社、1936年、109頁。
- (5) 三宅雪嶺は、『同時代史』第3巻（岩波書店、1950年）の明治30年の項において、「貨幣法」制定の経緯をつぎのように回想している。「第十議會は極めて平凡、唯だ貴族院に於ける軍費緊縮上奏案が世の注意を惹けるのみなるが、或る点に於て維新以来最も重要事とすべきは金本位貨幣法制定なり。……三月三日、松方首相兼蔵相が幣制改革に関して演説す。……政府紙幣及び日本銀行兌換銀行券は、総て金貨を以て兌換することに改め、勢の当然なりとは云へ、世間は大蔵省の断行に感歎の眼を睜り、貨幣の安定するを賀す。必ずしも松方一人の功ならざるも、」と。（110～112頁）。
- (6) 藤村欣市朗『高橋是清と国際金融』上巻、福武書店、1992年、41頁。なお、同書には、「日本の幣制改革」と題する『マサチューセッツ、ジャーナル』紙の論評（1897年3月3日）が掲載されているが、当時のアメリカの貨幣制度改革にたいする状況を知るのにきわめて興味ある内容となっている。
- 数箇月前日本ヲ銀貨自由鑄造国ノ繁昌スルー例ニ挙ケ以テ盛ニ銀貨自由鑄造論ヲ唱道シタル「ジョージ、フレッド、ウイリヤム」氏及其党与ノ諸士ハ彼ノ進取勇往ノ気象ニ富メル日本ノ政治家カ今回日本ニ金本位制ヲ確立シテ該国ノ名ヲ銀貨国ノ名簿中ヨリ抹殺シ去リタルコトヲ聞クニ及ヒ必スヤ其心中多少

ノ痛苦ヲ感セシナラン

今回日本ニ於テ採用セシ金銀ノ比価ハ彼ノ銀貨自由鑄造論者カ強テ米国民ニ採用セシメント努メタル金銀比価ノ迂愚不正ナルコトヲ証スルニ於テカアルモノト云フヘシ夫レ金一銀十六ノ比価ヲ以テ銀貨ヲ無制限ニ鑄造スヘシトハ是レ「ブライアン」氏ノ主張セシ論ナルカ今回日本ニ於テ採用セシ金銀ノ比価ハ金一銀三十二、二分ノ一ノ割合ナリ即チ言ヲ換ヘテ云ヘハ日本ハ一弗ノ銀貨ニ百仙ニ値スル銀分ヲ付セント欲スルニ、「ブライアン」氏及ヒ其党与ノ諸士ハ一弗ノ銀貨ニ五十仙以下ニ値スル銀分ヲ付シ以テ諸人ノ依頼ニ応シテ造幣局ノ門戸ニ輸送シ来ル無限ノ銀塊ヲ悉ク此量目半減ノ弗貨ニ鑄造セント欲スルモノナリ迂愚亦甚シキニアラスヤ

日本ニ於テ金本位ヲ採用セシハ決シテ倉卒ニ出テタルモノニアラス完全ナル「貨幣制度調査会」ヲ設ケ該会ヲシテ日本ニ適當ノ幣制ヲ周密ニ調査講究セシメタル後此議ニ決シタルナリ過去凡ソ二十年間日本ハ彼ノ動揺常ナキ銀本位ヲ採用シ之ニ因リテ万般ノ經濟ヲ処理シ来リシカ今ヤ豁然トシテ大ニ悟ル所アリ其從來國家ノ進歩發達ニ現ハレタルト同一ノ機敏ヲ幣制ニ現ハスニ至レリ之ヲ要スルニ日本ノ商工業變々乎トシテ旺盛ニ赴クノ今日日本ヲ從前ノ如ク銀貨國ノ列伍ニ置クヘキカ將タ金貨國ノ列ニ入レ該國ト共ニ商工業ノ利益ヲ均分享有スヘキカノ問題起リ兩者何レカ其一ヲ選ハサルヘカラサルノ時ニ方リ日本ノ政治家ガ金本位ヲ採用シテ其先進者タル歐米金貨國ノ列位ニ入りタルハ寔ニ機敏ノ処置ト云フヘキナリ

若シ夫レ「ブライアン」氏大統領ニ選舉セラレ米國ノ議會ニ銀貨自由鑄造論者多数ヲ占メンカ我米國ハ恰モ日本カ金本位制度ヲ設クル時ニ方リ其從來維持シ来リタル金本位ヲ棄テ銀本位ヲ採用スルカ如キ奇觀を呈スルナラン豈寒心セサルヘケンヤ（41～42頁）。

- (7) 『日本金融史資料』明治大正編、第17卷。解題、1頁。
- (8) 石橋、前掲書、116～117頁。
- (9) 坂入長太郎『明治後期財政史』、酒井書店、1988年、197頁。
- (10) 石井寛治『日本經濟史』〔第2版〕、東京大学出版会、1992年、191～192頁。
- (11) 中村政則「明治維新の世界史的位罫」（中村政則編『日本の近代と資本主義』、東京大学出版会、1993年、所収）13頁。
- (12) 高村直助『日本資本主義史論』、東京大学出版会、1980年、25頁。

高橋是清の金本位制構想（川平成雄）

- (13) 寺島一夫『日本貨幣制度論』、白揚社、1937年、65頁。
- (14) 立憲政友会本部編『高橋是清翁八十年史』、1934年、129～130頁。
- (15) 大島清『高橋是清——政治家の数奇な生涯——』、中公新書、1975年、52頁。
- (16) 京都大学経済学会『経済論叢』第94巻第5号。小野氏は、大蔵省所蔵松方家文書第45号所収の『卑見』を用いて分析を進めており、そのなかで、『卑見』は「提出年月日の記載がなく、したがって発表時期については推定を下すほかはないが、のちにふれる内容ならびに、『高橋是清自伝』の記述からして、さきの松方内閣の成立した一八九六年（明治二九年）の九月以降、添田プランの成立した一八九七年一月末以前の時期において、松方の諮問に対する答申書として提出されたものであるとしてみずあやまりはあるまい。」（62頁）としている。なお、念のため付言すれば、国立国会図書館所蔵・高橋是清文書の『卑見』は、“三十年二月十八日 高橋是清”と墨書されているが、高橋の筆跡でないことは『卑見』の筆跡と比較すれば明らかである。しかし、誰が墨書したかはいまのところ不明であるが、長野広生『波瀾万丈』（下）、東京新聞出版局、1980年、145頁によれば、「この進言（松方にたいする進言のこと——筆者注）をまとめたものと思われる『金貨本位制定ニ関スル卑見』と題する是清の遺稿を、高橋賢一氏が保存しておられるが、日付は、明治三十年二月十八付となっている。」としている。
- (17) 以下の叙述については、藤村、前掲書、48～50頁をも参照。
- (18) なおこの点については、吉野前掲書、390～391頁をも参照。
- (19) 石橋、前掲書、102～103頁。
- (20) 同前、103～105頁。
- (21) 山本有造「金銀本位制論——「貨幣法」成立前史——」（京都大学人文科学研究所『人文学報』第59号）1986年、16頁。

貨幣制度調査会委員

	氏 名	現 職
会 長	谷 千 城	子爵
副会長	田 尻 稻次郎	大蔵次官、法学博士
委 員	若 宮 正 音	農商務省商工局長

	原 敬	外務省通商局長
*	阪谷 芳郎	大蔵省主計官
*	添田 寿一	大蔵省参事官
	川田 小一郎	日本銀行総裁
*	園田 孝吉	横浜正金銀行頭取
	渋沢 栄一	第一銀行頭取
**	益田 孝	三井物産専務理事
	荘田 平五郎	三菱社支配人
	和田垣 謙三	法科大学教授、法学博士
*	金井 延	法科大学教授、法学博士
	小幡 次郎	慶応義塾々長、貴族院議員
	高田 早苗	東京専門学校、衆議院議員
	堀田 正養	貴族院議員、子爵
	渡辺 甚吉	貴族院議員
**	渡辺 洪基	衆議院議員
	河島 醇	衆議院議員
	牧 朴真	衆議院議員
	栗原 亮一	衆議院議員
*	田口 卯吉	東京経済雑誌主幹
幹事	早川 千吉郎	大蔵省参事官

注：現職は発足時（明治26年10月）のもの

* は特別委員会委員（5名）、** は同追加委員（2名）

- (22) なお、「調査会」の審議事項およびその内容についての論理展開は、小野一郎「日本における金本位制の成立」(1)・(2)（京都大学経済学会『経済論叢』第92巻第3号・5号、および、「日清戦争賠償金の領収と幣制改革」第94巻第3号）を参照。
- (23) 『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、4～8頁。
- (24) 吉野、前掲書、421頁
- (25) 高橋是清・上塚司編『高橋是清自伝』（下）、中公文庫、1991年、94～95頁。
- (26) 『日本金融史資料』明治大正編、第14巻、1頁。

- (27) 松方正義（首相兼蔵相）は、明治三十年（一八九七）二月十八日（三月三日の議会上程直前）、是清からこの「今まさに断行の好機」だとした建白書『卑見』を描き出しているが、当時、伊藤（博文）、井上（馨）らの元老をはじめ、政府部内にあった「貨幣制度調査会」……や、財界指導者（渋沢、安田等）、民間有識者（福沢）等のほとんどが反対し四面楚歌の状況にあっただけに、正金副頭取（是清）のこの確信の表明がその成立に「どんなに重要な影響を与えるものだったか」……は、貴衆両院での提案演説の文体が如実に物語っている。（藤村、前掲書、39頁）。
- (28) 吉野、前掲書、439頁。
- (29) 同前、438頁。
- (30) 荒木信義『円でたどる経済史』、丸善株式会社、1991年、67頁。
- (31) 『日本金融史資料』明治大正編、第14巻、5頁。
- (32) 藤村、前掲書（波多野澄雄「解説」）354頁。